

# 「レック35」会員・入会契約約款(会則)

## [第一章] 総則

第一条 本会はレック会と称し、本社を兵庫県三田市中央町4-5に置き、全ての運営、業務窓口とします。

第二条 本会は、日常生活を経済的に充実することを目的と致します。

第三条 本会への加入は、前条の目的とした会員サービス利用の権利(以下「本会員権」といいます。)を購入することで成立し、その退会については第三章の規程に基づくものとします。

## [第二章] 会員

第四条 本会員権の具体的なサービス内容及び特典(以下総称して「本サービス」といいます。)は、「レック35」と称するレンタル衣装、人間ドック、送迎サービス等のサービス利用および割引利用を主とし、その詳細は本契約約款と一体をなすものとして同時に交付されたレック35パンフレット(以下総称して「本契約約款等」といいます。)記載のとおりとします。なお会員期間内は、物価上昇等の経済的変動に関わらず、本サービスを提供致します。

第五条 本会員権は、冠婚葬祭互助会および積立金制度ではなく、本サービスを利用することのできる権利の購入となります。

第六条 本会員権の有効期間は、原則として入会契約日から10年間とします。ただし、入会日から10年以内であっても、レック35パンフレット記載のお葬式割引サービス(以下「お葬式割引サービス」といいます。)を受けた時点で、会員としての役務提供を全て受けたものとし、本会員権は将来に向けてすべて失効します。なお、10年経過後において、その時点までにお葬式割引サービスを利用していないレック会員の当該会員権は自動更新されるものとし、お葬式割引サービスを受けるまでその権利は有効に存続します。

第七条 本会員になろうとする者は、本契約約款等をいずれもご承認の上、レック35パンフレットの交付を受けて、所定の申し込み手続きを行い、当社の資格審査を経て会員となるにつき承認を得るものとします。なお、この場合、レック35会員名義人の同居の家族として登録された者は、サブ会員として本契約約款等の定めるところにより、本サービスを利用できるものとし、この場合、サブ会員の行った行為についても全て本会員名義人の行為と同視して、本契約約款等の定めが適用されるものとします。

第八条 本会員はこのシステムを営利目的で利用することはできず、また法人または団体での利用はできません。

第九条 本会員は次の各項目に該当する行為を行った場合に、その権利を失効します。

1. 本契約約款等または本会の諸規則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけあるいは秩序をみだしたとき  
\*この2項に該当し、会員の権利を失効した場合は、入会金の返還は行わないものとします。

第十条 第九条以外の理由でも、会員が公序良俗に反し当社に不利益を与えると判断した場合、会員権を強制失効することがあります。その場合は第十一条所定の手続きを経て、解約手数料等を差し引きのうえ入会金の返還をいたします。

## [第三章] 退会

第十一条 入会後の解約について以下のとおりに定めます。

1. クーリング・オフ制度(以下「クーリング・オフ」といいます。)により、本会員は、本書面を受領された日(入会契約日)から8日以内は、本契約約款末尾記載の要領により、手数料を支払うことなく入会契約を解除することができます。
2. クーリング・オフ期間経過後における入会契約の中途解約は、ご契約者のお申し出により、行うことができます。なお、お葬式割引サービスを受けた会員は、サービス利用時点で会員としての権利が失効していますので解約はできません。
3. クーリング・オフ期間経過後における入会契約の解約の場合は、お支払い済みの入会金より解約手数料金7万円と本サービスを受けた利用済金額を差し引いた残金を、手続き完了後45日以内に契約者名義の口座へお振込みいたします。なお、利用済金額の算定にあたっては、従前の利用履歴について、利用金額を非会員価格に換算して算定するものとします。

第十二条 本会員権の各種サービスのうち、お葬式割引サービスを除く他の会員サービス、会員特典は入会契約日から8日を経過するまでの期間はお使いいただくことが出来ません。また、入会契約日から90日以内にお葬式割引サービスをご利用される場合、早期利用費として44,000円(税込)をお支払いいただきます。

## [会員証書、会員カードの紛失・盗難及び届出事項]

第十三条 会員証書、会員カードを紛失した場合、直ちに当社へ連絡し、再発行の手続きを行ってください。

第十四条 本会員が住所、姓名等、届出事項に変更があった場合には、直ちに届け出をお願いいたします。届出事項の変更を怠った場合の会員の不利益について、当社は一切の責任を負いません。

## [免責事項]

第十五条 下記の事由で当社の運営が困難な時、当社はその責を負いません。  
1. 天災地変 2. 戦争 3. 著しい社会秩序の混乱

## [附則]

第十六条 本会員権の名義変更は、入会契約書記載時のご家族以外の方に対する場合において、一回のみ可能です。この場合当社所定の名義変更手数料1,100円(税込)を申し受けます。

第十七条 当社が必要と認めた場合には、書面をもって会員名義人宛で通知することにより、本契約約款等及び本サービス内容の改定を行う場合があり、この場合、当社からの書面の到達をもって当然に本契約約款等及び本サービス内容が変更されたものと取り扱うこととみなします。

第十八条 本会則に定めなき事項及び運営上、必要な細則は、当社の決定によるものとします。

※同一世帯での2口目以上のご契約の場合、家族会員様の登録内容を本契約(最新契約)へ更新します。

※クーリングオフに関して詳しくは「クーリング・オフ制度のお知らせ」をご覧ください。

貴社のシステム内容及び会員会則をよく理解し、承諾の上「レック35」会員に入会いたします。契約書・案内書(パンフレット)を受領いたしました。

会員 NO.

商品名 /

契約金額 /

ご契約日 / 年 月 日

ご契約者 氏名 (印)



株式会社レック  
代表取締役 高橋 泉

本社 〒669-1529 三田市中央町4-5  
レックセンター TEL.079-562-0909 FAX.079-562-1172  
フリーダイヤル 0120-090-951

販売  
担当者 (印)

個人情報の収集、登録、利用に関すること

- 1、当社は、本サービスの提供及び本会員において利用の判断とするための情報、宣伝物等の営業案内、その他会員サービス関連業務の利用目的を達成するため、個人情報(ご契約時に契約者が本会員として登録する者およびその家族の同意の上で記入する、当該契約者、本会員及びその家族の氏名、住所、電話番号、生年月日、支払方法、契約商品名等、また入会後の利用履歴情報等)の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築および社内規定の策定を行い、予め契約者の同意を得て収集、利用します。
- 2、契約者は、本契約に基づき、その会員サービスを楽しむ会員本人および会員の家族(サブ会員)に関する個人情報を入会契約書に記入するに際し、その各個人に対し会員サービスの提供を受けるために個人情報を登録、提供(次項の企業に限る)する旨を確認の上で記入するものとします。
- 3、当社は、第1項に係る業務の利用目的の範囲において、本サービスの告知又は提供等のため必要な限度にて、当社と提携関係にある「(株)関西新生活互助会」等の事業者に対し、前項により収集した個人情報を第三者提供します。

【クーリング・オフ制度のお知らせ】

クーリング・オフ制度により、契約書面の交付日から8日以内は手数料を支払うことなく契約解除ができます。その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付等)から発生します。

この場合、本会員は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払を請求されることはありません。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

《記入例》

<p>切手</p>	<p>6 6 9 1 5 2 9</p>	<p>三田市中央町4-5</p>	<p>① 販売店名</p>	<p>申込日</p>
<p>ご契約者様</p>	<p>(株)レック行</p>	<p>住所</p>	<p>② 販売店住所</p>	<p>書面受領日</p>
<p>氏名</p>	<p>電話番号</p>	<p>電話番号</p>	<p>③ 商品・役務名</p>	<p>年 年</p>
<p>電話番号</p>	<p>また契約は撤回し 解除します。</p>	<p>右記日付の申込みは撤回し 解除します。</p>	<p>④ 商品・役務名</p>	<p>月 月</p>
<p>電話番号</p>				<p>日 日</p>

貴社のシステム内容及び会員会則をよく理解し、承諾の上「レック35」会員に入会いたします。契約書・案内書(パンフレット)を受領いたしました。

会員 NO. \_\_\_\_\_

商品名 / \_\_\_\_\_

契約金額 / \_\_\_\_\_

ご契約日 / \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ご契約者 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)


**株式会社レック**  
 代表取締役 高橋 泉  
 〒669-1529 三田市中央町4-5  
 TEL.079-562-0909 FAX.079-562-1172  
 フリーダイヤル 0120-090-951

販売 担当者 \_\_\_\_\_ (印)

# 「レック35」会員・入会契約約款(会則)

## [第一章] 総則

第一条 本会はレック会と称し、本社を兵庫県三田市中央町4-5に置き、全ての運営、業務窓口とします。

第二条 本会は、日常生活を経済的に充実することを目的と致します。

第三条 本会への加入は、前条の目的とした会員サービス利用の権利(以下「本会員権」といいます。)を購入することで成立し、その退会については第三章の規程に基づくものとします。

## [第二章] 会員

第四条 本会員権の具体的なサービス内容及び特典(以下総称して「本サービス」といいます。)は、「レック35」と称するレンタル衣装、人間ドック、送迎サービス等のサービス利用および割引利用を主とし、その詳細は本契約約款と一体をなすものとして同時に交付されたレック35パンフレット(以下総称して「本契約約款等」といいます。)記載のとおりとします。なお会員期間内は、物価上昇等の経済的変動に関わらず、本サービスを提供致します。

第五条 本会員権は、冠婚葬祭互助会および積立金制度ではなく、本サービスを利用することのできる権利の購入となります。

第六条 本会員権の有効期間は、原則として入会契約日から10年間とします。ただし、入会日から10年以内であっても、レック35パンフレット記載のお葬式割引サービス(以下「お葬式割引サービス」といいます。)を受けた時点で、会員としての役務提供を全て受けたものとし、本会員権は将来に向けてすべて失効します。なお、10年経過後において、その時点までにお葬式割引サービスを利用していないレック会員の当該会員権は自動更新されるものとし、お葬式割引サービスを受けるまでその権利は有効に存続します。

第七条 本会員になろうとする者は、本契約約款等をいずれもご承認の上、レック35パンフレットの交付を受けて、所定の申し込み手続きを行い、当社の資格審査を経て会員となるにつき承認を得るものとします。なお、この場合、レック35会員名義人の同居の家族として登録された者は、サブ会員として本契約約款等の定めるところにより、本サービスを利用できるものとし、この場合、サブ会員の行った行為についても全て本会員名義人の行為と同視して、本契約約款等の定めが適用されるものとします。

第八条 本会員はこのシステムを営利目的で利用することはできず、また法人または団体での利用はできません。

第九条 本会員は次の各項目に該当する行為を行った場合に、その権利を失効します。

1. 本契約約款等または本会の諸規則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけあるいは秩序をみだしたとき  
\*この2項に該当し、会員の権利を失効した場合は、入会金の返還は行わないものとします。

第十条 第九条以外の理由でも、会員が公序良俗に反し当社に不利益を与えると判断した場合、会員権を強制失効することがあります。その場合は第十一条所定の手続きを経て、解約手数料等を差し引きのうえ入会金の返還をいたします。

## [第三章] 退会

第十一条 入会後の解約について以下のとおりに定めます。

1. クーリング・オフ制度(以下「クーリング・オフ」といいます。)により、本会員は、本書面を受領された日(入会契約日)から8日以内は、本契約約款末尾記載の要領により、手数料を支払うことなく入会契約を解除することができます。
2. クーリング・オフ期間経過後における入会契約の中途解約は、ご契約者のお申し出により、行うことができます。なお、お葬式割引サービスを受けた会員は、サービス利用時点で会員としての権利が失効していますので解約はできません。
3. クーリング・オフ期間経過後における入会契約の解約の場合は、お支払い済みの入会金より解約手数料金7万円と本サービスを受けた利用済金額を差し引いた残金を、手続き完了後45日以内に契約者名義の口座へお振込みいたします。なお、利用済金額の算定にあたっては、従前の利用履歴について、利用金額を非会員価格に換算して算定するものとします。

第十二条 本会員権の各種サービスのうち、お葬式割引サービスを除く他の会員サービス、会員特典は入会契約日から8日を経過するまでの期間はお使いいただくことが出来ません。また、入会契約日から90日以内にお葬式割引サービスをご利用される場合、早期利用費として44,000円(税込)をお支払いいただきます。

## [会員証書、会員カードの紛失・盗難及び届出事項]

第十三条 会員証書、会員カードを紛失した場合、直ちに当社へ連絡し、再発行の手続きを行ってください。

第十四条 本会員が住所、姓名等、届出事項に変更があった場合には、直ちに届け出をお願いいたします。届出事項の変更を怠った場合の会員の不利益について、当社は一切の責任を負いません。

## [免責事項]

第十五条 下記の事由で当社の運営が困難な時、当社はその責を負いません。

1. 天災地変
2. 戦争
3. 著しい社会秩序の混乱

## [附則]

第十六条 本会員権の名義変更は、入会契約書記載時のご家族以外の方に対する場合において、一回のみ可能です。この場合当社所定の名義変更手数料1,100円(税込)を申し受けます。

第十七条 当社が必要と認めた場合には、書面をもって会員名義人宛で通知することにより、本契約約款等及び本サービス内容の改定を行う場合があり、この場合、当社からの書面の到達をもって当然に本契約約款等及び本サービス内容が変更されたものと取り扱うこととみなします。

第十八条 本会則に定めなき事項及び運営上、必要な細則は、当社の決定によるものとします。

※同一世帯での2口目以上のご契約の場合、家族会員様の登録内容を本契約(最新契約)へ更新します。

※クーリングオフに関して詳しくは「クーリング・オフ制度のお知らせ」をご覧ください。